

# 告 示

埼玉県告示第九百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド東所沢店

埼玉県所沢市下安松九百六十番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一） 駐車待ち車両による渋滞、放置駐車、放置自転車等の交通問題が発生しないように充分配慮してください。

（二） 駐車場出入口は通学路に面しております。駐車場の出入口については、視認性及び安全性を確認してください。

（三） オープン時及び休日等の混雑が予想される際には誘導員を配置してください。

（四） 建設において周辺自治会（下安松愛宕山自治会）との十分な協議をするよう努めてください。（防犯・防災への協力、地域活動への協力など）

（五） 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。

（六） 店舗の設置にあたっては、環境法令を遵守するとともに、騒音や光害等により、周辺環境を悪化させないよう十分配慮して下さい。

（七） 「所沢市商業振興条例」の趣旨に則り、商店街、商工団体へ参画し、業者等の責務を果たすように努められるようお願いします。

## 二 縦覧期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年七月二十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター